

独占禁止懇話会第213回会合議事概要について

令和元年7月12日

公正取引委員会

- 1 日時 令和元年6月24日（月）15時00分～17時00分
- 2 場所 公正取引委員会大会議室
- 3 議題
 - 平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況
 - 平成30年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例
 - 平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等
 - デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会等について
- 4 議事概要

各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙のとおり、意見・質問が出された。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課

電話 03-3581-5476（直通）

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

(「○」は会員の発言, 「→」は公正取引委員会の応答)

1 平成30年度における独占禁止法違反事件の処理状況

- 優越的地位の濫用について, 平成21年に「優越的地位濫用事件タスクフォース」を設置して調査しているということであるが, 公正取引委員会が例年50～60件程度警告や注意をしており, 優越的地位の濫用は減少傾向にはない。現状中小企業がまだまだ保護されていないのではないかと。公正な秩序を維持するため, 積極的に対処していただきたい。
- 優越的地位の濫用について, 例年公正取引委員会が注意をしている50件ほどのうち, 毎年何件か, 過去に注意を受けた企業に対しフォローアップを行っており, 改善傾向がみられる。注意によって一定の成果があるといえる。いろいろな形で情報収集を行い, 対応してまいりたい。情報収集の際の情報収集源は具体的には申し上げにくい, 申告を受け付けるほかに実態調査を行っており, 実態調査を契機に深掘りをして情報を収集することもある。
- 事前規制的な注意や警告も効果的ではあるが, 注意や警告の件数が多く, 実際に課徴金を課すなどの処分をすることが少ないように見える。そのため, 競争制限的な行為がないかのように誤解される懸念があるが, これについてどう考えるか。
- 実際に課徴金を課した件数が少なく, 外部からは御指摘のように見えるかもしれない。事案の迅速な処理も重要であるが, 違反行為に対して課徴金をしっかり課すということももちろん重要である。平成30年度においてはIT分野など新しい分野において3件処分をしており, 公正取引委員会としても知見が蓄積してきている。問題解消措置が採られたから直ちに審査を打ち切るというのではなく, 課徴金を課すべきものには適切に課すようにしていく。法的にどのような行為が独占禁止法に違反するのかということを明確にするという意味でも有用である。また, 外からどう見えるかという御指摘も踏まえて対応していきたい。

2 平成30年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例

- 地銀の生き残りが難しく, 単純に独占禁止法を適用することが難しい現状にあると思う。そのような状況の中で公正取引委員会はどのような対応をしているのか。
- 金融業界は厳しく, 生き残るには再編も一つの選択肢であることは承知している。競争ができないほど市場が小さくなっているときには, 公正取引委員会としてもそのような事情を考慮に入れる。長崎地銀合併についての離島の考え方にも表れている。しかし, 競争が可能であるならば競争をしていただくのが需要者, 企業自身, ひいては地域にとっても好ましいものとなる。長崎地銀の件では問題解消措置が採

られることを前提とすれば、競争環境が保たれるであろうと判断し、独占禁止法上問題ないと判断した。

- 地銀や地方バスの件について、特例法を定めるということであるが、これにより企業結合審査がどう変わるのか。
- 地銀や地方バスの件について、特例法で対処するという点について、成長戦略で閣議決定された。市場が縮小していて競争が維持できない場合、特例法によって統合が認められることになる。金融庁に認可申請をするのか、公正取引委員会に届け出るようになるのか、2つの方法のうちどちらかを企業が選択することとなる。

3 平成30年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組等

- カルテル等については未然防止が功を奏してか件数が少なくなっている。その一方で、下請取引に係る処理件数は増加しており、今後、公正取引委員会にとって更に重要な課題となっていくのではないかと考えられる。また、平成30年度の約7700件の処理のうち、デジタルエコノミーに係るものはどれくらいあるのか。デジタルエコノミーに関する優越的地位の濫用の問題においては行動経済学の限定合理性、ネットワーク効果等が問題になる等、従来のリアルエコノミーにはみられなかった論点が存在するなど性質が異なることから、従来のリアルエコノミーと新しいデジタルエコノミーに係る処理件数は分けて整理公表すべきではないか。
- 下請法は適用範囲が限定された法律であり、約7700件の処理件数にはデジタルエコノミーに係る処理件数は含まれていない。例えば、eコマース市場における取引関係といったものについて下請法で対応することは難しいことから、優越的地位の濫用で対応することとなるかと思うが、これらに関する情報の見せ方等については今後の検討を要するものと考えられる。なお、優越的地位の濫用に係る未然防止の取組については引き続き力を入れていきたい。
- 公正取引委員会としてはデジタル・プラットフォーマーとその利用者との取引における優越的地位の濫用については念頭に置いており、オンラインモールとアプリストアでの取引を対象に本年1月から「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査」を行っている。当該実態調査は本年4月に中間報告を行い、現在も調査中であり、競合事業者の排除とともに利用事業者に対して不利益を与えていないかといった観点でも調査を行っていることから、調査結果の取りまとめにおいてはより詳細に御報告できるのではないかと考えている。
- 下請法に係る処理件数が増えていることの評価は難しいが、しっかり取り組んでいると認識している結果であると認識している。取引期間が長くなることで、知らない

うちに違反行為が行われているケースは多々あるのではないかと思います。今後も下請事業者、親事業者の両面に対する普及啓発や下請事業者からの声の拾い上げに注力していただきたい。

→ 書面調査の件数を増やすことで、調査の裾野を拡大しており、違反情報の拾い上げだけでなく普及啓発にも効果があると考えている。また、講習会等は親事業者を主たる対象としたものが多かったが、中小企業を対象とした「移動相談会」や各地域を回り相談を受け付ける「よろず相談会」という取組を併せて行っているところである。

○ 地元と密着している商工会議所や商工会とも連携してほしい。

→ 従来から各商工会議所・商工会に協力をいただき「独占禁止法相談ネットワーク」を構築しており、経営指導員研修への講師派遣等の取組を行ってきたところであり、引き続き継続していきたい。

4 デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会等について

○ 現行の課徴金制度を前提とすると、（対消費者取引において）排除措置命令を行い課徴金納付命令を行う、つまり、法的措置を採るのは難しいのではないかと。デジタル・プラットフォーマーに対する規制に係る議論において課徴金制度を見直して制裁金を導入する等の意見は出されていないか。

→ 現時点で行っている作業は飽くまでも現行法を前提として、どのような場合に適用できるか検討を行っているものである。

○ 優越的地位の濫用は下請取引とか企業間取引とか伝統的な「オールドエコノミー」を前提とした概念であって、この古い概念に新しいデジタルエコノミーのプラットフォーマーやシェアリングエコノミーの問題を当てはめることで、公正取引委員会の考え方や規制の対処方法がしばられてしまうのではないかと。

短期的な現行法に基づく考え方と、中長期的な新しいガイドラインや法律に盛り込むことの二つに分けて検討した方がよいのではないかと。

→ 成長戦略に記載された「現行の独占禁止法の優越的地位の濫用規制をデジタル・プラットフォーム企業による対消費者取引に適用する際の考え方の整理を2019年夏までに行う」という点は短期か中期かでいえば短期の検討ではないかと考えるが、優越的地位の濫用という規定自体、適用の方法が法律で定められているわけではなく、個別の事案に応じてある程度対応できるのではないかと考えている。

○ G A F Aに限らず事業の発展のためにデータを収集管理している事業者は多いが相応のコストがかかっている場合も少なくない。データの移転に過大な負担がかかることとなると、サービスの改善に支障をきたしたり、将来のプラットフォーム候補の成長が抑えられることも考えられる。慎重に議論をいただきたい。

○ ポータビリティ確保の対象はデジタル・プラットフォーム以外のオンラインサービス等のビジネスに拡大して適用することを考えているのか。

→ データを保有しているのはデジタル・プラットフォームに限らないが、内閣官房に設置する専門組織ではまずデジタル市場を中心にして検討を進めていくこととなるのではないか。データの種類によっても適切な対応は異なる可能性もあるので、個別の業種ごとに検討を行い、適用の範囲については個々に判断していくことになるかと考える。

○ 海外でのデータ移転規制は複雑になっており、EUではGDPRのほか、EU各国が個別のデータポータビリティ規制を持っている。中国では視点の違う規制が、カリフォルニアでも連邦法とは別の独自の規制が成立する可能性がある。これらの対応については手探り状態であり、頭を悩ませている。今後の規制の検討に当たっては、国際的な整合性にも配慮いただけるとありがたい。

○ 今年は日本がG20においてアジェンダのセッティングをできる立場にあると考えているが、デジタル・プラットフォームを巡る規制について国際的な議論の状況はどうか。

→ 成長戦略は閣議決定されたばかりで、国際的な議論はこれからになると思うが、安倍総理が本年1月にダボス会議で発言された「データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト」についてG20で議論されるなど、関連する論点については議論が既に始まっているものと考えられる。

○ 欧州や米国に本社がある会社を組織する団体としては、欧州ビジネス協会や在日米国商工会議所があるが、デジタル・プラットフォームを巡る規制を考えるに当たって、これらの団体が公正取引委員会にお手伝いできることはないか。

→ ステイクホルダーの方とは幅広く意見交換を行っていこうと考えている。

○ デジタル・プラットフォームは消費者の利便性を大きく向上させる一方で、消費者被害が発生しているのではないか。被害状況について情報を持っていたら是非教えていただきたい。

→ 公正取引委員会は4月に「デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関す

る実態調査」の中間報告を公表している。この実態調査は消費者等がどういう懸念を持っているか調査するアンケートであり、これだけで被害の有無は判断できないが、今後、消費者に対する優越的地位の濫用についての考え方について検討を進めていきたい。

○ 内閣府のウェブサイトに掲載されている「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会」のアンケートデータによると、デジタル・プラットフォーマーを利用した消費者の３割がトラブルを経験しており、その中にはサイト運営者に責任がないと言われて解決に至らなかったという消費者もいると聞く。デジタル・プラットフォーマーにも一定の責任があるのではないか。

○ デジタル・プラットフォーマーへの対応として、成長戦略には関係省庁と協力することが明記されているが、消費者としては内閣府の外局でもある消費者庁をぜひ加えていただき、政府全体として消費者も含めたルール整備に取り組み、隙間のないようにしていただきたいと思う。

→ 内閣官房に設置される専門組織には消費者庁も参画すると考えられる。

○ 消費者が懸念している、個人情報や利用データの収集管理等含めてデジタル・プラットフォーマーに係る問題と今後整理されるであろうルールについては消費者に広く周知していただきたい。デジタル・プラットフォーマーが消費者に対して必要な情報を適切に提示し、問題が起こった際には消費者と真摯に向き合うことで信頼関係を得ることができるのではないかと考えている。

→ 消費者への周知活動については公正取引委員会としても積極的に取り組むたい。

○ プラットフォーマーのドミナンス性は消費者に対する独占力から由来しており、競争政策を考える上で消費者は重要なプレーヤーである。G A F Aに対する規制を考える上では我が国においても消費者を味方につけることが重要。

以 上

(文責：公正取引委員会事務総局)